

1. 議事日程

〔令和6年第2回安芸高田市議会6月定例会第19日目〕

令和6年6月28日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第47号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第48号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第49号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第50号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第51号 財産の無償譲渡について
- 日程第7 発議第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書について
- 日程第8 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	南 澤 克 彦	2番	田 邊 介 三
3番	山 本 数 博	5番	新 田 和 明
6番	芦 田 宏 治	7番	山 根 温 子
8番	先 川 和 幸	9番	石 飛 慶 久
10番	山 本 優	12番	宍 戸 邦 夫
13番	秋 田 雅 朝	14番	金 行 哲 昭
15番	児 玉 史 則	16番	大 下 正 幸

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

9番 石 飛 慶 久 10番 山 本 優

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市長職務代理者副市長	米村公男	教 育 長	永井初男
危機管理監	神田正広	総務部長	新谷洋子
企画部長	高下正晴	市民部長	内藤道也
福祉保健部長兼福祉事務所長	井上和志	産業部長	森岡雅昭
建設部長	河野恵	消 防 長	吉川真治
教育次長	柳川知昭	教育参事	和田治子
総務課長	佐々木満朗	財政課長	沖田伸二
政策企画課長	黒田貢一		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局 長	高藤誠	事務局 次長	藤井伸樹
総務係 長	日野貴恵	主任主事	實村峻



午前10時00分 開議

- 大 下 議 長 定刻になりました。
 ただいまの出席議員は14名であります。
 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
 日程に入るに先立ち、議会事務局長に諸般の報告をさせます。
 高藤事務局長。
- 高藤議会事務局長 諸般の報告をいたします。
 第1点、監査委員より、令和6年5月分の例月出納検査の報告がありました。
 写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。
 以上で、諸般の報告を終わります。
- 大 下 議 長 以上で、諸般の報告を終わります。
 続いて、本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、
 御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。
 山本議会運営委員長。
- 山本議会運営委員長 本日の会議の運営につきまして、去る6月18日、議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので、報告いたします。
 追加案件となる発議第2号は、委員会付託を省略し、提案理由説明の後、質疑、討論、採決を行うことといたしました。
 以上、報告を終わります。
- 大 下 議 長 以上で、報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 大 下 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
 会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において9番石飛議員、及び10番 山本議員を指名いたします。



日程第2 議案第47号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第48号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第49号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第50号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第51号 財産の無償譲渡について

○大 下 議 長 日程第2、議案第47号「介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件から、日程第6、議案第51号「財産の無償譲渡について」の件までの5件を一括して議題といたします。

本案5件は、産業厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

山根産業厚生常任委員長。

○山根産業厚生常任委員長 産業厚生常任委員会委員長報告を行います。

令和6年6月10日付で本委員会に付託されました議案の審査結果について報告をいたします。

付託のあった議案について、6月25日に委員会を開き、審査を行いました。

議案第47号から議案第50号は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、関係省令の改正が行われたことから、省令改正に準じて、議案第47号は、指定地域密着型サービスの基準を定める条例を、議案第48号は、指定地域密着型介護予防サービスの基準を定める条例を、議案第49号は、指定介護予防支援等の基準を定める条例を、議案第50号は、指定居宅介護支援等の基準を定める条例をそれぞれ改正するものとの説明がありました。

審査の過程において、委員より「介護等の支援を受ける方に対してどのように変わるのか。」との質疑があり、執行部より「このたびの改正は、よりよいサービスを利用者に提供することが目的の改正である。そのために基準を緩和し、提供する側の運営が安定的にできるように、また介護人材が不足することについての対応を行うことや、直接利用者に対するサービスの中身に関わる改正を行うものである。」との答弁がありました。

また、委員より「サービス内容に変化はないか。」との質疑があり、執行部より「サービス内容は変わるものではない。」との答弁がありました。

また、委員より「市内に対象サービスを行える事業者がないものについての対応は。」との質疑があり、執行部より「必要とされる介護ニーズを他のサービス等と補えるところは他のサービスで提供をする。例えば地域密着型であれば、近隣の市からサービスの提供を受けるケースもある。」との答弁がありました。

また、委員より「委員会の設置を義務づけるとあるが、努力義務とす

る経過措置について、その間は経過を確認するということか。」との質疑があり、執行部より「最終的には義務づけとなる。委員会の設置等には準備期間があるため、その間は努力義務とする経過措置が設けられている。」との答弁がありました。

次に、議案第51号「財産の無償譲渡について」は、市の財産である土地・建物を、現在この物件において障害者の就労継続支援B型事業所を運営している社会福祉法人ひとは福祉会に無償譲渡するもの。譲渡理由は活動に対する地域住民の理解があるこの場所において、引き続き障害者の自立支援、社会参加を推進していくことを目的とするもの。今年度末に事業者と市との賃貸借契約、並びに建屋が占有している民有地の所有者と市との賃貸借契約が満了することに併せ、事業者と土地所有者間で、来年度から直接、賃貸借契約を行う旨の合意が取れたことから譲渡を行うもの、との説明がありました。

以上の5議案について、慎重に審査し、採決した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

○大 下 議 長 以上で、委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより本案5件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第47号「介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件から、議案第51号「財産の無償譲渡について」の件までの5件を一括して起立により採決いたします。

本案5件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案5件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案5件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 発議第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書について

○大 下 議 長 日程第7、発議第2号「地方財政の充実・強化に関する意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

12番、宍戸議員。

○宍 戸 議 員 それでは、発議第2号「地方財政の充実・強化に関する意見書」につきまして、提案理由を申し上げます。

地方財政は、急激な高齢化を反映し、恒常的に社会保障費が増加する傾向にあると思います。これに加え、災害や感染症対策、物価高騰への対応も迫られています。このように公共サービスへのニーズは増加の一途をたどっているため、今までどおりの地方財政規模を確保するのみで、十分なサービス提供ができるのかは大いに疑問です。

これからも市民の皆さんのニーズに応えるために、私たちは安定した財源確保に向け最大限の努力をする必要があります。

このため、来年度、令和7年度の地方財政予算全体の安定確保に向け、政府に対して、「地方財政の充実・強化」を求め、意見書を提出するものです。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○大 下 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認め、これをもって終結いたします。  
これより、発議第2号「地方財政の充実・強化に関する意見書について」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 閉会中の継続調査の件について

○大 下 議 長 日程第8、「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。
議会運営委員長、予算決算常任委員長、及び総務文教常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続調査の申出が提出されております。

本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認めます。よって、本件についてはこれを承認することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和6年第2回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員